

対馬藩における密貿易に対する処罰について

——『罰責』掲載の判決の紹介を中心に——

守 屋 浩 光

はじめに

藩法研究会編の『近世刑事史料集 2 対馬藩』が2014年に刊行された。これは長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵の刑事判決録『罰責』を翻刻し、解題（翻刻・解題担当は鎌田浩氏）を加えたものである。筆者は谷口昭氏とともに同書の編集を担当したが、本論文ではこれを題材として対馬藩の「潜商」すなわち密貿易に関する処罰について紹介かたがた若干の分析を行う。

同書は谷口氏の序言にもあるように、通常の刊行形態では4000頁近くにわたるものをその四分の一ほど紙印刷分とし、残り四分の三および史料画像全体をDVDに納めるという形態をとっている。本論文ではDVD収録分も含め、宝永4年分から明治2年分にわたる『罰責』全体を考察対象とする。

第1章 対馬藩の潜商に関する先行研究

『罰責』採録の事件に言及する前に、特に対馬藩の密貿易処罰に関する先行研究を紹介することにする。

法制史における先行研究としては、金田平一郎氏と服藤弘司氏のものが挙げられる。このうち金田氏の「九州地方の近世刑事判決録」⁽¹⁾および「対馬藩刑事判決例五十題」⁽²⁾は史料紹介を内容とするものである。

服藤氏の「抜荷罪雑考」⁽³⁾で同氏は、対馬藩が関係するいくつかの抜荷事件に言及している。

まず近世前期の例として寛文7年幕府直轄地・佐賀・柳川・熊本・対馬など多くの領主支配に絡む抜荷事件を挙げる。この事件の処理は幕府主導で行われ、長崎奉行が吟味し、幕府が関係者の処罰内容を決定している。同氏は、宗家文書に残る判決から、その後私領の犯人についてはそれぞれの領主に移送され、そこで刑の執行が行われたと思われるとしている。ただし、この例は幕府が検挙した事件であるためこのような手続を経て事件が処理されたのであり、近世前期において私領主が自ら検挙した抜荷事件の処理については「後考を俟つ」とする。

近世中期の幕府の抜荷に対する対応としては、享保3年の長崎奉行への指令を挙げ、長崎奉行が検挙した抜荷事件は私領の者も長崎奉行所が裁判を行うとし、他方領主手前において検挙した事件については、長崎奉行の刑罰権掌握を前提とし、吟味、刑の執行を領主に委ねると解することができるとしつつも、享保5年の日下部丹波守から石河土佐守への書簡から領主検挙の抜荷事件は領主の自分仕置に委ねたとする。しかし翌享保6年長崎奉行に下付された「抜買一件之者御仕置之覚」により、領主検挙の抜荷事件は領主の吟味に基づき、長崎奉行が量刑を決する建前を取ったと指摘する。なお長崎奉行検挙の抜荷について享保6年規定では犯人の申口が符合する場合直ちに領主吟味とするとしている。このように抜荷事件に関する領主の自分仕置について享保6年を境に幕府の態度が変わるのであるが、これについて服藤氏は諸領主が抜荷事件の摘発・処罰に対する態度が非常に緩慢であることを指摘する。それ以降、近世後期に至るまで、抜荷罪の刑罰権に関する法令規定は見いだされず、享保6年の法令が領主の抜荷仕置権を規定し続けたと解している。

-
- (1) 金田平一郎「九州地方の近世刑事判決録」(法政研究(九州大学)13巻1号)
 - (2) 金田平一郎「対馬藩刑事判決例五十題」(法政研究(九州大学)10巻1号)
 - (3) 服藤弘司「抜荷罪雑考」(『刑事法と民事法 幕藩体制国家の法と権力』(創文社、1983)所収)

しかし、再三にわたり幕府は諸領主に抜荷の取締令を発したにもかかわらず、私領側が大坂町奉行や長崎奉行に抜荷事件を報告することを嫌い、また処罰も緩慢であったとする。対馬藩については、享保10年正月石橋七郎右衛門が抜船で検挙されたが、対馬藩は直ちに長崎奉行に届かず、同4月佐賀・平戸藩の町人などが逮捕された後になって長崎奉行に報告書を提出したことが紹介され、自領内から抜荷犯を出すことを嫌っていたことを指摘している。

法制史家以外の対馬藩密貿易に関する先行研究として、森克己氏、田代和生氏、尹裕淑氏の論考を挙げる⁽⁴⁾。

森氏の「近世における対鮮密貿易と対馬藩」⁽⁵⁾では、近世以前から見られた密貿易が対馬藩による朝鮮貿易独占後も行われており、対馬人の他博多や長崎の商人も関係していることが指摘されていること、また対馬藩はこれに対して厳重な監視を実施し発覚した場合には幕府にも報告して犯人を長崎に送り、長崎で吟味を受け判決を下された犯人は再び対馬に送られて処罰されていたことをいくつかの事例から挙げている。さらに潜商について日本側犯人と朝鮮側犯人を同時に処罰するという条約があり、朝鮮で逮捕された対馬者を一旦対馬に送還して罪科を決定し再び朝鮮で梟刑を執行した例を挙げ、朝鮮側犯人の吟味と処分を促す目的であったとする。同氏は密貿易が対馬藩にとっては独占事業を阻害する死活問題であったのに対し、朝鮮側にとっては必需品をもたらしてくれる歓迎すべきものであり、対馬側の処罰要求に対して言を左右にして応じない場合が多かったとしている。しかし対馬藩の採った厳罰主義によって処罰される水夫および曳科で奴婢とされる家族の分戸口が減少するため、村の負担が増すことが問題

(4) このほか、1667（寛文7）年に発覚した伊藤小左衛門の「抜船一件」を詳述する荒野泰典「小左衛門と金右衛門 - 地域と海禁をめぐる断章 -」（網野善彦他編『海と列島文化』10（小学館、1992）所収）がある。荒野氏は幕府や朝鮮政府の海禁政策と抜船や潜商という形での「人臣」の私的な交流の存在との緊張関係が国家権力相互の交隣関係を構成する重要な要素の一つであったと説く。

(5) 森克己「近世における対鮮密貿易と対馬藩」（史淵（九州大学）45巻、1950）

となり、刑罰の緩和を図らざるを得なかったと指摘している。

田代氏は『新・倭館』⁽⁶⁾で釜山にあった倭館の看守日記や対馬藩の『分類紀事大綱』を材料に1710年代までに倭館で死罪になった日本人5名の事例を紹介する。これらはすべて密貿易の事例であり、対馬藩は密貿易に対して常に厳罰主義を以て臨んでいるとする。また同氏「渡海訳官使の密貿易 対馬藩「潜商議論」の背景」⁽⁷⁾では享保6(1721)年に発覚した渡海訳官使65名共同謀議による密貿易事件および朝鮮人参密売の実態を明らかにし、またその処理をめぐる対馬藩内部の激しい議論の背景を分析する⁽⁸⁾。この論文では、対馬藩が意見を求めた3名の儒者の間で意見が分かれたが、最終的に「訳官御宥免」の措置がとられ、その背景に將軍吉宗が対馬藩に命じた薬材調査や朝鮮人参の生草入手が関係しており、同氏は対馬藩の政治的な思惑が影響した措置であることを指摘する⁽⁹⁾。

尹氏の「癸亥約条(約条制札碑)の運用実態」⁽¹⁰⁾は、倭館における違約行為(潜商、闖出)の処理にあたっての癸亥約条の運用を検討した論考である。このうち潜商について癸亥約条に基づき対馬、朝鮮双方の犯人を死罪に処した事例は大変少なく、その理由を対馬藩の非協力に求める。他方で対馬藩は藩当局の監視を逃れて行われる私的潜商についてほとんどのケースに厳刑主義を適用したとされるが、この点については、本稿において『罰責』採録の事例からコメントする。

以上、対馬藩の密貿易に関する先行研究を見てきたが、法制史の分析で

(6) 田代和生『新・倭館 鎖国時代の日本人町』(ゆまに書房、2011)

(7) 田代和生「渡海訳官使の密貿易 対馬藩「潜商議論」の背景」(朝鮮学報150輯、1994)

(8) 「潜商議論」は滝本誠一編『日本経済大典』8巻(史誌出版社、1928年)に収録されている。

(9) 対馬藩が意見を求めた陶山訥庵、松浦霞沼、雨森芳洲の3名は、それぞれ法の解釈、罪に対する罰のあり方、幕府の処罰動向とそれに対応した藩の処罰のあり方など刑事政策的な観点からの議論を展開しており興味深い。これについては別稿で改めて検討することにする。

(10) 尹裕淑「癸亥約条(約条制札碑)の運用実態」(『近世日朝通交と倭館』(岩田書院、2011年)第二章)

は幕府の抜荷に対する政策との関係が主眼に置かれている。近年研究が積み重なってきた倭館における潜商の研究は18世紀前半期までを分析対象とするものが多く、それ以降の事例は主たる対象とはされていない。また、法制史、それ以外の歴史研究いずれも『罰責』を分析対象とした研究は管見の限り存在しないようである。

第2章 密貿易事件に関する『罰責』採録事例

本章では「罰責」から密貿易に関する判決を抽出して紹介する。表1で潜商、表2で抜船に関する判決をまとめた。密貿易事件は判決上「潜商」とされているものと「抜船」とされているものがあり、したがってそれらが抽出対象になるが、「抜船」事件については対馬と下関等他領との間の無許可渡航のみに言及する判決が多く、それらを除き朝鮮との密貿易が関係していることが明らかなもののみを抽出した。また、第1巻と第2巻は同じ年代の事件を収録しており重複しているが、そのまま表に掲載した。

表1【潜商】

No.	頁	年月日	被告人身分	罪状	刑罰	備考
1	55	享保 01.12.24	水夫	銀入り吠番所持ち通り	永代奴	
1	55	享保 01.12.24	平町人	慶長銀1貫目朝鮮へ持ち越し	永代奴	
1	55	享保 01.12.24	百姓	元字銀1貫目水夫に利潤分けの約束にて貸す	永代奴	
1	55	享保 02.10.29	水夫	朝鮮帰国の節人參樽に入れ持ち渡る	永代奴	
1	56	享保 05.07.21	朝鮮横目	帰国の節人參3斤余肌につけ忍び通る	死罪	
1	56	享保 05.07.21	朝鮮横目弟	実兄不屈	扶持召放	
1	56	享保 05.07.21	通詞	人參1斤差し渡すべしと企む	永代流罪	
1	56	享保 06.11.10	武士20名	前々より中買	科銀	
1	57	享保 07.05.04	武士	三浦左五郎不調法遠慮のところ閉門	閉門差免	
1	57	享保 07.05.04	武士2名	有田時五郎潜商曳科に付遠慮のところ閉門	閉門差免	

論 説

1	57	享保 07.05.04	武士 2 名	自分より遠慮	遠慮差免	
1	58	享保 07.05.19	大綱村給人	潜商品取遣を見遁、礼銀申請	流罪	
1	58	享保 07.07.05	横目 3 名	潜商企、人參身に付取出	流罪	
1	58	享保 07.07.05	訳官在留中大庁詰	訳官在留中人參為取出、肌にも付罷通	賀谷村流罪	
1	58	享保 07.07.05	元水夫	人參 2 斤相調、朝鮮人呼寄、筑前者相招人參 5 斤潜商	永代奴	四五年以前朝鮮抜船之水夫二毛罷渡
1	58	享保 07.07.05	身分不明	人參 60 斤代銀朝鮮人江相渡	永代奴	
1	58	享保 07.07.05	御目付	横目在任中役不似合詮議依怙	卯麦村永々流罪	
1	59	享保 11.10.22	御鉄砲（訳官在留中浜組横目）	潜商取次町人を刺殺	斬罪	
1	59	享保 14.10.07	町人	二重底徳利人參 38 匁仕込	永代奴	
1	59	享保 14.10.07	町人女房	潜商曳科	田舎差返	
1	59	享保 16.05.28	町人	朝鮮より人參 8 匁申伝	稽古札御免	
1	59	享保 20.08.23	町人	人參 8 匁中買、42 匁受取、32 匁中買	科銀	
1	59	享保 20.08.23	町人	人參 18.8 匁中買	科銀	
1	59	享保 20.11.12	百姓	飛船に匏玉銀子仕込人參調帰国	斬罪	
1	60	享保 20.11.12	水夫	人參肛門に仕込、再犯	死刑	
1	60	享保 20.11.12	水夫	人參肛門に仕込、兼て申渡不守	斬罪	
1	60	享保 20.11.12	水夫	人參肛門に仕込、兼て申渡不守	死刑	
1	60	享保 20.11.12	浪人	人參令潜商、百姓屋江盜みに入	死刑	
1	60	元文 03.07.05	百姓	飛船に彫穴仕込朝鮮に改出	永代奴	
1	60	元文 06.04.01	下男	潜商人に被頼 50 匁売払、口銭申請	入牢科銀 100 枚	
1	60	寛保 01.10.16	仏師	人參 40 匁取次売渡、礼銀申請	科料 10 両	
1	61	寛保 02.12.22	町代官	帰国の節人參 5 包小包 1 蟬堅に	死刑	

対馬藩における密貿易に対する処罰について

1	61	寛保 02.12.22	給人	実弟曳科	10 日閉門 知行 4 分 1 減	
1	61	延享 02.04.03	武士	上方へ人参 408 匁持登と いたす	科銀 150 枚	
1	61	延享 02.04.03	武士	上方へ人参 330 匁持登と 仕	科銀 100 枚	
1	61	延享 02.04.03	武士	人参 275 匁差登と仕	科銀 80 枚	
1	61	寛延 02.12.25	船大工	船に彫穴仕礼銭古銀 30 匁貰う	永代奴	
1	61	寛延 02.12.25	町人 4 名	潜商一件	科銀	
1	62	寛延 04.03.22	船添	船に彫穴仕込 2 貫 700 匁 銀人参 135 匁調	永代奴	
1	62	寛延 04. .25	名子改他 24 名	潜商の次第委細科人帳	科銀	
1	63	宝暦 02.12.05	船頭他 16 名	潜商	科銀	
2	62	享保 01.12.24	水夫	銀入吹番所前持通る	永代奴	
2	62	享保 01.12.24	町人	銀 1 貫目朝鮮へ持越す	永代奴	
2	63	享保 01.12.24	百姓	元字銀 1 貫目水夫江利潤 分けの約束にて貸す	永代奴	
2	63	享保 02.10.29	水夫	朝鮮帰国の節人参樽に入 れ持渡る	永代奴	
2	63	享保 05.07.21	朝鮮横目	帰国の節人参 3 斤余肌に 付け役人目を忍び罷り通 る	死罪	
2	63	享保 05.07.21	通詞	人参 1 斤差渡すべしと企 む	永代流罪	
2	64	享保 05.11.10	武士 20 名	潜商中買	科銀	
2	65	享保 07.05.04	武士 2 名	三浦左五郎不調法に付遠 慮	閉門差免	
2	65	享保 07.05.04	武士 2 名	有田時五郎・米田須吟潜 商に付曳科遠慮	閉門	
2	65	享保 07.05.04	武士 4 名	自分より遠慮	遠慮	
2	65	享保 07.05.19	大綱村給人	犯人に頼まれ、潜商品見 遁し	知行召上、 豆酸村流罪	
2	65	享保 07.07.05	横目 3 名	潜商企人参身に付け取出	恵古村・大 増村・高村 流罪	宝生院一 周忌法事
2	66	享保 07.07.05	訳官在留中 大庁相詰	朝鮮人申合人参取出令潜 商	賀谷村流罪	宝生院一 周忌法事

論 説

2	66	享保 07.07.05	元水夫	人參相調、朝鮮人呼寄潜商	田村肝入永代奴	宝生院一周忌法事
2	66	享保 07.07.05	身分不明	人參取出、朝鮮人相渡	嵯峨村肝入永代奴	宝生院一周忌法事
2	66	享保 07.07.05	御目付	御役不似合詮議	卯麦村永々流罪	宝生院一周忌法事
2	66	享保 11.10.22	御鉄砲 (訊官在留中浜組横目)	町人朝鮮人と潜商を取次、相頭町人を刺殺	斬罪	妻子曳科家中永代奴
2	66	享保 14.10.07	平町人	重底徳利人參仕込	家中永代奴	人參員数多
2	66	享保 14.10.07	平町人女房	曳科家中婢	田舎差返府内出引戻	給人之子婢例無之
2	67	享保 16.05.28	町人	朝鮮より人參添言伝	通詞稽古札御免	往々御用に可立
2	67	享保 20.08.23	町人	人參仲買	科銀 100 枚	關所品返下
2	67	享保 20.08.23	浪人	人參令潜商、百姓屋江盗に入	死刑	
2	67	享保 20.08.23	水夫	肛門銀子人參仕込持渡	斬罪	兼て死刑申渡相不守
2	67	享保 20.11.12	水夫	肛門銀子人參仕込持渡	死刑	兼て死刑申渡相不守
2	67	享保 20.11.12	水夫	肛門銀子人參仕込持渡	死刑	再犯
2	67	享保 20.11.12	百姓	飛船下駄木に彫穴砲玉銀子仕込持渡人參相調	斬罪	
2	67	元文 03.07.05	百姓・被官	船道具を彫銀仕込	妻子まで永代奴婢	
2	68	寛保 01.04.01	下男	潜商人參売払	入牢・科銀 100 枚	
2	68	寛保 01.10.16	仏師	人參取次	科料 10 両	
2	68	寛保 02.12.22	町代官召仕	人參取戻	死刑	
2	68	寛保 02.12.22	嵯峨村給人	実弟曳科	閉門、知行 4 分 1 減	
2	68	延享 02.04.03	武士	人參 408 匁持登相頭	科銀 150 枚	
2	68	延享 02.04.03	武士	人參 130 匁中買	科銀 100 枚	
2	69	延享 02.04.03	武士	三人申合人參 275 匁上方差登	科料 80 枚	
2	69	寛延 02.02.21	米漕梶取他	潜商	科銀・永代	委細科人

対馬藩における密貿易に対する処罰について

			13名		奴	帳
2	69	寛延 04.03.22	船添	船張彫穴銀仕込人參相調	小阪村肝煎 永代奴	妻子永代 奴婢
2	70	寛延 04. .25	名子他 24 名	潜商	科銀	委細科人 帳
2	71	宝暦 02.12.05	船頭他 16 名	潜商科料不差出入牢	科銭	重牛赦
2	72	宝暦 03.03.27	家来	久年母儀に銀 260 匁入置	唐洲村下知 役永代奴	
2	72	宝暦 03.11.08	家来他 6名	潜商	科料・7年 切奴	
3	80	宝暦 09.12.24	町人	潜商詮議申訳紛敷	科銭 1貫文	潜商無之
3	80	宝暦 09.12.24	町人	方々勝手つく旅行	科料 1貫 500文	潜商無之
3	81	明和 01.12.28	作事方改他 2名	潜商	科料銀	
3	81	明和 02.02.27	町人他 1名	朝鮮より過分人參差渡	科料銀差免、 一生朝鮮渡 差留	
3	81	明和 02.02.27	水夫	古銅を取扱	科料、朝鮮 渡差留	
3	81	明和 04.03.10	御米漕船添	船に訝敷所	朝鮮渡差留	
3	81	明和 04.03.10	御米漕船添	船に訝敷所	朝鮮渡差留	
3	81	明和 04.03.10	御米漕船添 2名	船に訝敷所	御構無之	船添より 申継無之
3	81	明和 06.03.31	水夫	吉兵衛に船乗被頼銀 1貫 500匁渡	科料銀 10 枚	
3	81	明和 06.03.31	船添	船細工仕込	科料銀 10 枚一生朝鮮 渡差留	
3	82	明和 05.10.24	天道茂上町 改	潰銅買集船添江朝鮮持渡 頼	櫻滝犬ヶ浦 村下知役 5 年切奴	
6	88	天明 05.04.05	船頭 4名	御米漕船彫穴	一生六十人 格召放科代 恵比須崎波 戸普請	科料貧富 に依
6	89	天明 05.04.06	御米漕乗下 り・船添 3 名	御米漕船彫穴	科料2貫文、 朝鮮渡差留	発端たる 居船頭御 裁許の釣 合を以格 別の宥恕

論 説

6	89	天明 05.05.07	商人 4 名	船蔵之巧露頭	気付方丈夫に念入粗略無之様	
6	89	天明 05.12.27	御米漕居船頭	御米漕船彫穴吟味真直に不申出	科銀 100 枚	先閉店
6	89	天明 05.12.27	御米漕船添	御米漕船彫穴吟味真直に不申出	科銭 1 貫文	
11	23	文化 10.10.21	元通詞	自分商売不相成品勝手取引	土官召放入牢、家屋敷土蔵取上	
11	68	文化 03.02.12	御船蔵町改	古銅 43 斤預朝鮮人江売払	嵯峨村給人 10 年切奴	朝鮮方取扱
11	68	文化 03.02.12	新中下町改	古銅 43 斤潜商	大綱村給人 10 年切奴	朝鮮方取扱
11	68	文化 06.02.10	水夫	潜商	給人へ 15 年切奴	委細朝鮮方へ記有之
11	68	文化 07.05.26	商人	諸品代銭として黄芩 58 斤 6 合	禁則差免	格別の加用捨
11	69	文化 08.08.23	商人	朝鮮渡商売黄芩 36 箇買入約談	今里村給人 10 年切奴	
11	69	文化 08.08.23	船添	黄芩隠置	賀谷村 7 年切奴	
11	69	文化 08.11.03	今里村拝領奴	亦々黄芩差渡	20 年奴	
11	70	文化 08.11.06	作手方改	人參 100 文にて買取	原宅右衛門 10 年切奴	
11	70	文化 08.12.17	御手船水夫	牛爪角売払	古川図書 7 年切奴	
11	70	文化 08.12.17	商人	朝鮮牛爪 103,4 斤忍んで送渡	小野直衛 7 年切奴	
11	70	文化 08.12.17	元上乘	角爪掃溜取集売払	科料 1 貫 500 文	
11	70	文化 08.12.17	水夫 3 名	牛角事託	科料 700 文	
11	70	文化 08.12.17	御船奉行改水夫	牛爪預売払	科料 300 文	
11	70	文化 08.12.17	御廐改	牛爪受取売払	科料 300 文	
12	33	文化 12.10,18	倉掛久左衛門家内改	人參 1 包申伝	小野直衛 20 年切奴、一生朝鮮渡差留	

対馬藩における密貿易に対する処罰について

12	34	文化 12.10.18	浜北町改	五味子 7 箇事託	加田嶋左近右衛門 15 年切奴、一生朝鮮渡差留	薬種類御法度
12	34	文化 12.10.18	六十人	油 7 挺朝鮮人売渡底意訝敷所相見	科銀 2 枚、5 年朝鮮渡差留	
12	34	文化 12.10.18	国分町改	人參五味子虎皮牛角等隠積	小野直衛 15 年切奴、一生朝鮮渡差留	
12	34	文化 12.10.18	御手船添	抜荷心底不審之次第	田中所左衛門 5 年切奴、一生朝鮮渡差留	
12	34	文化 12.10.18	大町改	叭躰之物積入	早田一左衛門 3 年切奴、10 年朝鮮渡差留	
12	34	文化 12.10.18	佐護郷七ヶ年切水夫	叭躰之物積入	二位格兵衛 3 年切奴、10 年朝鮮渡差留	
13	72	文政 05.03.29	田淵町改弟	帰国之節人參隠忍通	銀 3 枚	以宥恕科料差免
13	73	文政 06.08.14	六十人	朝鮮渡時分陳皮 25 箇忍通企	氏江左織年切奴	
13	73	文政 06.08.14	百姓	陳皮 25 箇潜商荷担、9 銭 300 匁ゆすり	吉賀主膳 10 年切奴	
13	73	文政 06.08.14	百姓	陳皮 25 箇潜商荷担、9 銭 300 匁ゆすり	加田嶋左近右衛門 15 年切奴	
13	74	文政 06.08.14	船添	陳皮 25 箇船積入、多数之賄賂	科銀 2 枚	
13	74	文政 06.08.14	鹿見村給人拝領下男	陳皮 21 箇小船積入、賄賂	一生朝鮮渡差留、15 年切奴	
13	74	文政 06.08.14	六十人	9 銭 300 匁差出朝鮮令商売	科銀 2 枚	
13	75	文政 07.06.25	大町改	牛皮 30 枚角爪 4 箇調売払	古川図書 5 年切奴	

論 説

13	75	文政 07.06.25	昌元町改	牛皮 30 枚角爪 4 箇隠積 売払	氏江長門 3 年切奴	
13	75	文政 07.06.25	浜町改	牛皮 30 枚角爪 4 箇積入、 船頭米 25 俵盗取企	平田帯刀 5 年切奴	
13	76	文政 07.06.25	作事方改	牛皮角爪取扱手伝船頭米 盗取	樋口孫左衛 門 5 年切奴	
13	76	文政 07.06.25	年切水夫	牛皮角爪不申出船頭米盗 示談	幾度八郎左 衛門 2 年切 奴	
14	52	文政 09.03.26	六十人	黄芩 1 箇青皮 8 箇牛爪 3 箇滑馬皮 191 枚犬皮 11 箇角爪入合 3 箇潜商企	銀 2 枚	
14	53	文政 09.03.26	浦町改	黄芩 1 箇青皮 8 俵牛爪 3 箇角爪入合 3 箇潜商企	銀 7 枚	
14	53	文政 09.03.26	御弓叔父改	青皮密に積入	銀 5 枚	倭館此元 にて再三 拷問
14	53	文政 09.03.26	丸山町改	青皮密に積入	科錢 1 貫文	
14	53	文政 09.03.26	百姓	潰銅 16 斤和館家石垣根 に埋	銀 1 枚	
14	53	文政 10.05.29	(囚人)	潰銅朝鮮へ相渡企	卯麦村給人 1 年切奴	
15	22	文政 12.11.11	大町改次男	一持送使正官人高雄二郎 兵衛方、銅灸箆五枚・鉄 汁鍋六・吉野重大小八組 其外細マ物入合之分令紛 失朝鮮人と申談盗取売払、 角爪潜商	一生朝鮮渡 差留、飼所 村給人 25 年切奴	
15	50	文政 13.06.18	御船奉行所 改	反物熊胆鷲羽仕入に渡置 人參持来	今里村給人 13 年切奴	
15	50	文政 13.06.18	商人	山違人參 80 匁持来	豆酸村給人 10 年切奴	
15	50	文政 13.06.18	樋口勘解由 拝領下男	人參 60 匁調売渡	鴨居瀬村給 人 25 年切 奴	再犯
15	50	文政 13.06.18	水夫	人參 80 匁密に請取海に 沈改済	久原村給人 7 年切奴	
15	50	文政 13.06.18	新中町改	人參 80 匁品柄違受取拒 否	銀 2 枚	
17	136	天保 08.08.04	宮谷上町改・ 裏町改	御僉官下人にて朝鮮渡僉 官刀柄盗取売渡	朝鮮差渡梟 罪	両国約条 之通、36 番に詳述

対馬藩における密貿易に対する処罰について

17	137	天保 08.09.07	用人	朝鮮刀盜取他言被頼	二位格兵衛 5年切奴	36番に詳 述
19	95	天保 13.11.14	町人	朝鮮出牛角爪売払世話	旅行差留、 平田宮内 5 年切奴	
19	96	天保 13.11.14	船添	朝鮮出牛角爪売渡	幾度八郎右 衛門 5年切 奴	
19	96	天保 13.11.14	船頭	朝鮮出牛角爪積入	扇半右衛門 5年切奴	
19	97	天保 13.11.14	船頭	角爪隠積不心得申出	科銭 1貫文	
19	97	天保 13.11.14	船頭	角爪隠積大様	科銭 1貫文	
19	97	天保 13.11.14	水夫	牛角爪隠積手伝	科銭 2枚	
19	97	天保 14.07.05	百姓	人參 6六斤程?麝香 24持 来	貝耐村給人 永代奴	
19	98	天保 14.11.22	六十人手船 船頭	朝鮮牛爪潜商乗組大吉を 取逃	科銭 2貫文	
20	67	弘化 02.05.12	百姓	角爪 5箇潜買入偽申出	朝鮮渡差留、 田嶋左近右 衛門 3年切 奴	
20	67	弘化 02.05.12	石田直助家 内改	角爪 5箇潜商荷担、布 海苔 3俵付託	朝鮮渡差留、 嶋居昌左衛 門 2年切奴	
21	94	弘化 03.04.06	町人	朝鮮人呼入布海苔 12俵 密買入	科銀 2枚、 朝鮮渡差留	
21	95	弘化 03.04.17	町人	朝鮮渡多葉粉下駄其外小 間物持渡売払人參取帰売 払	瀬田村給人 25年切奴 5 年切奴	
21	95	弘化 03.04.17	町人	人參売捌	二位村給人	
21	95	弘化 03.04.17	六十人手代	人參預り	科銀 3枚	
21	96	弘化 03.04.17	町人	潜商人參 1斤相渡金 3分 借請	科銀 1枚	
21	96	弘化 03.09.17	御手船水夫	銅 5ツ入子鍋 11組唐瀬 間 15挺持渡其外潜商品 於和館夜中取扱	津江左膳 5 年切奴	
21	96	弘化 03.09.17	田中善左衛 門被官	銅 5ツ入子鍋 4組銅薬缶 15出刃包丁 21挺持渡	平田要 5年 切奴	
21	96	弘化 03.09.17	新中町改	おろし鉾古銅持渡潜商企	大浦伯耆 3 年切奴	
21	97	弘化 03.09.17	新中町改	銅鍋唐鉄潜商荷担	樋口大四郎	

論 説

					1年切奴	
21	97	弘化 03.09.17	御船蔵町改	丹木 2 斤持渡	科銭5 貫文、 朝鮮渡差留	
21	97	弘化 03.09.17	御鉄砲悴	潜商荷担古銅持渡	科銭2 貫文、 朝鮮渡差留	
22	81	嘉永 03.09.15	昌元町改	笠木手洗持渡朝鮮人売渡 人参多数取入	加古川治右 衛門 25 年 切奴、朝鮮 渡差留	殊当時有 罪之者共 追々御弛 被成下候 御時節
22	81	嘉永 03.09.15	恵美須町改	三拾人夫頭取にて朝鮮罷 渡人参取入方手伝	加多田外曳 5 年切奴、 朝鮮渡差留	殊当時有 罪之者共 追々御弛 被成下候 御時節
23	83	安政 02.05.30	御手船水夫	紅絹 50 疋持渡外 二大銭 20 貫文を以やくしゆ類 4 箇油引笠紙 42 枚取入	豆殿村給人 25 年切奴	朝鮮方取 調
23	84	安政 02.05.30	六十人	潜商口入	科料 20 枚、 朝鮮渡差留	朝鮮方取 調
24	48	安政 03.09.18	御船手叔父 他 2 名	角爪 23 箇黄芩 14 箇潜商	拝領奴、朝 鮮渡差留	
25	73	安政 04.10.24	御手船水夫 召仕	灸籠 20 枚漬銅 3 斤朝鮮 人二渡大銭 1 貫 175 文請 取	洲藻村給人 5 ヶ年切奴	
25	73	安政 04.10.24	田淵町改	潜商美請なから喧嘩之一 条より及訴	嵯峨村給人 3 年切奴	同類荷担 二等ク
25	74	安政 04.11.09	御駕籠	牛爪 2 俵潜商	吉田村給人 5 年切奴	朝鮮方調
26	61	安政 05.11.29	御手船水夫	御手船水夫にて陳皮 250 斤積隠置	永留藤左衛 門 10 年切 奴、一生朝 鮮渡差留	朝鮮方調
27	24	文久 02. .25	百姓 2 名	潜商品請持漕登	科銭 1 貫文、 草使預差免	
27	24	文久 02. .25	御借船船頭	尾人參 12 斤入 1 俵牛爪 19 俵布海苔 12 俵潜商品 積込大様	科銭 3 貫文	
27	52	万延 02.04.03	薬種方取調 役	追々朝鮮産物潜商	大增村永牢 居	死刑難免 なから出 格之以御 慈悲

対馬藩における密貿易に対する処罰について

27	53	万延 02.04.03	元六十人	潜商品物追々売捌旅船之切手二謀書謀判差因	鴨居瀬村給人永代奴、府内登他村越差留	
27	53	万延 02.04.03	御船奉行所改	蓬砂百斤入壱箇・丁香式百四拾八斤相預候処、御制禁之品二付両所役々之目を相掠積帰品主権藤伴次郎江相渡	科料 1 貫文	最早過去候事故
27	53	万延 02.04.03	町人	和館におゐて樟麝香壱包、北村卯作より相被頼、両所役々之目を相掠積帰	科料 2 貫文	
27	53	万延 02.04.03	六十人格悴	細物屋請負札を以朝鮮江差渡置候処今般令帰国、此者儀年来北村卯作江馴合潜商人之手先追々忍而権藤伴次郎江品物送付	戸田惣右衛門 15 年切奴	
27	54	万延 02.11.08	御手船頭・船添	同船水夫牛爪 2 俵隠積隠置	科銭 1 貫文	
27	54	万延 02.11.08	百姓悴	緋ノ紅 5 疋遣牛爪 2 俵取帰	銀 3 枚、朝鮮渡 3 年差留	
27	54	万延 02.11.08	昌元町改	緋ノ紅 5 疋遣牛爪 2 俵取帰	銀 3 枚	
27	55	文久 02. .25	百姓	布海苔 12 俵牛爪 19 俵尾人參 32 俵持參	大東五七郎 15 年切奴	
27	61	文久 02. .25	百姓 2 名	潜商品積込漕登船揚	科銭 1 貫文、草使預差免	
27	124	文久 02.11.26	元菓種方取調役	菓種方取調役御用品之内追々引除時分品物二して潜商欠落	於地獄谷斬罪	士官二被召出置候身分、御高恩を致忘却死罪難免者なから、出格之以御慈悲豊崎郷大增村江永牢居申付置候処、其後二至り猶

論 說

						追々奸曲之所業相顯、加之於配所不行状之次第有之
28	168	文久 04.05.06	元法者	俵物方煎海鼠 89 俵他盜取売払取潜商企	大手橋肆市中引廻地獄谷斬罪	欠落行方不相知永尋
30	25	明治 02.06.06	百姓	潜商之品積入漕登	日数 20 日川浚	

表 2【抜船】

No.	頁	年月日	被告人身分	罪状	刑罰	備考
1	64	享保 07.07.23	町人	朝鮮一度罷渡、下男朝鮮水夫為仕、銀子差渡人參取寄数度	大橋一日晒、獄門	
1	64	享保 07.07.23	百姓	朝鮮六度押渡、町人水夫すすめ	居村さらし、獄門	
1	64	享保 07.07.23	百姓	朝鮮押渡水夫、重牛御法度物持渡	居村さらし、獄門	
1	65	享保 11.02.12	六十人	次男他領者を誘、度々致抜船	六十人召放、衣服之外家屋敷・家財御取上	為曳科流罪又八御家中奴可被仰付候得共、兄弟・妻子御家中永代奴、抜船犯人石橋七郎右衛門は病死
1	65	享保 11.02.12	武士継母・養母・離別妻	次男曳科	曳科差免	
1	65	享保 11.02.12	武士下男	主人重科	番申付	極老
21	75	弘化 02.12.20	六十人悴	自己損益而已を以令抜船	銀五枚	人參角爪潜商令抜船候風聞、三品潜商之儀は啞偽

対馬藩における密貿易に対する処罰について

23	19	嘉永 08.01.21	給人拝領下男	漂着朝鮮人と魚物取遣	吉田村九人 五年切奴	
28	168	文久 04.05.06	元法者	海鼠盗取朝鮮国江抜船潜商之企	大手橋晒、市中引廻、地獄谷獄門	揚屋脱出 欠落

- 1 表中の「No.」は DVD - ROM 目次にある罰責 No.、「頁」も DDVD-ROM 版 PDF の頁を表示している。
- 2 年月日中の丸囲み数字は閏月である。

第 1 節 死刑の事例

まず、密貿易事件で死刑が申し渡された事例を紹介する。事例数は必ずしも多くない。

享保五年七月二一日申渡の例⁽¹¹⁾

朝鮮横目であった森戸弥五七が、帰国の際人參三斤を肌にかけていたことが発覚した。弥五七は「御横目役も相勤候処、被仰付之趣令忘却、侍二不似合仕方不届二候故」、死罪仰せ付けられたというものである。なお、弥五七に人參一斤渡そうと企んだとされる通詞阿比留儀兵衛は、同年九月五日「大衍院様御法事二付、以御宥恕」伊奈郷瀬田村へ永代流罪を仰せ付けられている。

享保七年七月二一日申渡の例⁽¹²⁾

町人村田太兵衛、鱒浦村百姓助十郎、湊村百姓善六は 1~6 回朝鮮に「押渡」り、とくに太兵衛は銀子を渡して人參を取り寄せた。3 名は、巖原および居村で晒しのうえ、獄門に処せられた。

享保一一年一〇月二二日申渡の例⁽¹³⁾

浜組横目であった春右衛門は、渡海訳官使滞留中に朝鮮人と町人佐伯庄五郎との潜商の申しあわせを取り次いだが、潜商が発覚したため庄五郎を刺殺したとして、斬罪に処せられた。

(11) 藩法研究会編『近世刑事史料集 2 対馬藩』（創文社、2014）57 頁、141 頁。

(12) 同書 67 頁、150 頁。

(13) 同書 60 頁、144 頁。

享保二〇年十一月二日申渡の例⁽¹⁴⁾

佐須奈村百姓六左衛門は「飛船之足駄木二致彫穴」、蛇玉銀子を仕込んで朝鮮へ渡り、人參を購入して帰国した科により居村で斬罪に処せられた。また、浦上忠七は「御閑所江罷下、口々二人人參令潜商」めたのみならず、百姓屋へ盗みに入ったため、死刑に処せられた。

同日の申渡では、三人の水夫が潜商の罪により斬罪・死罪を申し渡された。水夫仁左衛門は人參を「肛門二仕込」んで持ち込んだとされたが、以前にも潜商の前科があったため再犯として死刑とされた。同じく水夫甚八も人參を肛門に仕込んで持ち渡り、死刑に処せられている。一方水夫菊松は肛門に銀子と人參を仕込んで持ち渡った罪に問われたが、こちらは「肛門仕込之儀、相背候者可被行死刑段、兼而申渡置候処不相守、重科之者二付」、斬罪に処せられている。

寛保二年一二月二日申渡の例⁽¹⁵⁾

町代官であった渡嶋嘉作は朝鮮からの帰国の際、人參五包他を持ち出そうとしたことが朝鮮において発覚した。判決では町代官という役職が「朝鮮表江も相知居候役柄」であり、「御行規方侍同然被仰付置候主意令忘却」、「人參取戻候仕方重科」として死刑に処せられた。

天保八年八月四日申渡の例⁽¹⁶⁾

宮谷上町改小良屋久八次男喜作と裏町改吉田屋友治は、前年御僉官下人として朝鮮に渡ったが、二月七日夜御僉官の刀一柄を盗み出し、朝鮮人に売り渡した。対馬藩としては「刃物之儀八御法度第一」であり、「士官之品」を盗み出し、「外向之者江密々売渡」したこと、また倭館で詮議した際に無関係の者を同類として名を出し、また対馬・朝鮮両国に関係する大罪であること、さらに喜作については入牢中脱牢の企てをしたことを理由として、喜作を三日、友治は一日大手橋に晒し、市中引廻しのうえ朝鮮に差渡し、二獄で梟罪に処せられた。

(14) 同書 61 頁、145 頁。

(15) 同書 62 頁、146 頁。

文久二年十一月二六日申渡の例⁽¹⁷⁾

薬種方取調役であった卯作が御用品を「引除」け、密かに売却していたことが発覚し、取り調べで潜商を働いていたことを白状した。この件については「出格之以 御慈悲」豊崎郷大増村へ永牢を申し付けられていたが、その後「追々奸曲之所業」が分かり、それに加えて「配所不行状之次第有

-
- (16) 同書 DVD-ROM 「罰責 拾七番」 136 頁。
(原史料が大部なため、紙媒体に収めることができず DVD-ROM にのみ採録した部分の判決については全文を挙げる。)

丁酉八月四日

宮谷上町改

小良屋久八

次男

喜 作

裏町改

吉田屋 友治

右は御僉官下人二而朝鮮江罷渡居、御僉官内之刀苅柄盗取外向江売渡候段相頭、重罪之者二付両国御約條之通朝鮮江差渡、二獄二をいて被行臯罪、委細三拾六番之紐詳也、

- (17) 同書 DVD-ROM 「罰責 貳拾九番」 124 頁。

文久二壬戌年十一月廿六日

囚人

万右衛門

右は佐須伊織同腹二而追々及往復候、其次第は各別重訊柄、其身之分限をも打忘、奸曲邪謀終御国家之典籍をも可被失訊柄、其罪難勝計、重々不埒至極之族二付、被行斬罪候筈之処、相果候付、於地獄谷右之格二被行候、

囚人

均

右は不埒之所業数々有之、土官被召放豊崎郷西津屋村江牢居申付置候、此者儀元来佐須伊織同腹二而、追々及往復候、其次第は各別重訊柄、其身之分限をも打忘、奸曲邪謀終御国家之典籍をも可被失訊柄、其罪難勝計、重々不埒至極之族二付、被行斬罪候筈之処、相果候付、於地獄谷右之格二被行候、

囚人

卯 作

右は最前町家より土官二被召出置候節、薬種方取調役として朝鮮江被差渡中、帰国之上大坂江被召仕置候処、御用品之内追々引除、自分品物二して潜商且令欠落候付、召捕帰国之上猶遂厳重責候処、追々之潜商無相違段令白状、一旦土官二被召出置候身分、御高恩を致忘却死罪難免者なから、出格之以御慈悲豊崎郷大増村江永牢居申付置候処、其後二至り猶追々奸曲之所業相頭、加之於配所不行状之次第有之、不埒至極之族二付、被処斬罪候筈之処、相果候付於地獄谷右之格二被行候、

之」とされた。そのため斬罪に処せられるところ本人が死亡したため、地獄谷において改めて斬罪に処せられた。

文久四年五月六日申渡の例⁽¹⁸⁾

対馬法者（民間の宗教者）であった相良儀右衛門は前年五月二九日夜総嶋屋伊吉・服部屋忠次郎と相談、俵物方の小屋から煎海鼠八・九俵を盗み出し、密かに肥前国呼子で十八両で売り払った。さらに儀右衛門は伊吉が所持の「鑄鋸」四本を朝鮮に持ち出すのに同行、同年閏四月に全羅道内に着き、売り払おうとしたが思ったより下値であったため結局売り渡すことなく、帰国した。帰国後御園村、木坂村で約七十品の盗みを働いたが、その後追っ手に品物を取り返され、忠次郎と伊吉は逃走したものの、儀右衛門自身は捕らえられた。

(18) 同書 DVD-ROM「罰責 三拾番」168 頁。

囚人

元法者儀右衛門事

儀右衛門

此者儀去午年不埒之次第有之法者召放揚屋入申付、其後親類預申付置候内去年五月令欠落候を召捕、入牢申付遂兪議候処、惣嶋屋伊吉・服部屋忠次郎申談、同廿九日之夜、俵物方小屋より有之所を明、煎海鼠八九俵盜取即晚小船より欠落、肥前呼子江罷越、右煎海鼠之儀は相手之者長崎江持越金十八両二売払、六月廿日帰国立亀浦江繫船、出国方遂相談、即晚又々呼子を志出帆、同所江暫滞留之内伊吉より所持之鑄鋸四本朝鮮江持渡之談二隨、閏八月出帆全羅道内江四日振乘着候処、船具を預問情之上白米・着物・明太・醤油等相贈、刃物之儀は至而下直二申聞候依、不売渡して持帰、九月末比彼国出帆湊浦江着、夫より御園村江乗入品々盜取、木坂村二而も品数七拾程盜取、大船越村領小野瀬江相忍居候内、木坂村より追船來品物取返、忠次郎・伊吉二は其場より令欠落、其身二は役筋之者二被召捕連登候途中令欠落、金毘羅山江イ居候処又々被召捕、重々恐誤入候旨令白状候、抑職業も相立居候身分として御物を盜取、其外所々盜欠落令出国候上、重御制禁を犯朝鮮国江令抜船、仮令刃物は不売渡持帰候二無相違候とも潜商二無紛、言語道断重々大胆不敵之大賊二付、大手橋二肆市中引廻之上、於地獄谷獄門二被行、

揚屋から逃亡したため永尋となったことについては、同書「罰責 三拾番」170 頁。

囚人

元法者相良儀右衛門事

儀右衛門

右は俵物方煎海鼠盜取、剩朝鮮国江抜船潜商之企二而、三人乗合令抜船候付、極刑二被所候筈之処、揚屋脱出令欠落行方不相知候付、永相尋召捕次第嚴科二被行候旨筋々江相達、

罪状としては、所々での盗みに加えて国外への欠落、朝鮮への抜船、さらに売り払うには至らず持ち帰ったものの刃物を持ちだして売却しようとしたことは「潜商二無紛」とされ、「言語道断重々大胆不敵之大賊」として大手橋に晒され、市中引廻しのうえ地獄谷において獄門に処せられる旨申し渡されたが、揚屋から逃亡し、永尋となった。

全体的な傾向として、年代的な偏りは見られない。また享保年間の事例を除き 事例は犯人が横目の職にあったこと、事例は抜船を複数回働いたこと、事例は殺人、事例は犯人が町代官という役職にあること、事例は刀剣を窃盗したこと、事例は御用品の横領、事例は抜船と刀剣密売の未遂と、何らかのかたちで刑罰を加重する事情があったことが指摘できる。また事例の申渡では、犯人吉田屋友治に対して「両国約條も有之事ゆへ朝鮮国江差渡」と明記されている点が注目される。

第2節 死刑以外の事例

死刑に処せられた事例が『罰責』全体を通じて決して多くないのに対し、奴刑をはじめとする死刑以外の処罰となった事例は重複を除いて100件以上に及ぶ。

刑罰の軽重に関する傾向についてみると、享保から寛延年間にかけては永代奴に処せられる例が見られる。例えば、享保元年12月24日申渡の事例⁽¹⁹⁾では金寿丸水夫市右衛門が佐須奈関所で水夫伝右衛門に頼まれ銀入の吠を持って夜間番所前を通り元船へ乗せようと企んだ科で、平町人佐伯源六は慶長銀1貫目を伝右衛門に申し伝えて朝鮮へ持ち込んだ科で、豊村百姓三之助は元字銀1貫目を伝右衛門に利潤を分ける約束で貸し与えた科でそれぞれ永代奴に処せられている。また享保14年10月7日申渡の事例⁽²⁰⁾では平町人柴田源右衛門が二重底の徳利に朝鮮人参80匁を仕込んだのが関所で発覚したため僉議したが同類の存在や人参の値について自白しなかつ

(19) 同書 56、57 頁 140、141 頁。

(20) 同書 60 頁、144 頁。

たため拷問を加えたものの申し分が変わらなかった。結局同類の存在については明らかにならなかったものの、人參が多量にわたるため、家中へ永代奴に処せられた。

宝暦年間以降になると永代奴の事例が見られず、代わって年限を区切った奴刑や科銀、朝鮮渡差留といったより軽い刑罰に処せられるものばかりになる。例えば文政 12 年 11 月 11 日申渡の事例⁽²¹⁾では、大町改秦長次郎次男善吉が倭館医山田春水に従い朝鮮に渡った際に朝鮮人と共謀して倭館内の品物を盗んで朝鮮人に売り払い、さらに 5 年前から複数回牛角、牛爪を潜商していた科で処罰されているが、善吉は数度の拷問の末ようやく自白に至ったにもかかわらず、「終二悪巧之逐一令白状候事故、各別之宥免を加一生朝鮮渡差留、伊奈郷飼所村給人中村六右衛門江廿五ヶ年切奴被成

(21) 同書 DVD-ROM 「罰責 拾五番」 22 頁。

己丑十一月十一日

囚人

大町改秦長次郎次男

善吉

右は館医山田春水下二而朝鮮江罷渡居候処、去月二日之夜一持送使正官人高雄二郎兵衛方江盗人入、銅灸籠五枚・鉄汁鍋六・吉野重大小八組其外細マ物入合之分令紛失、不審之次第候処右之者其夜密二西館を令徘徊候間在之候付、早速召捕遂詮議候処、最初二は朝鮮人と申談盗取候段申出、其後二は盗之儀は全不相心得、牛角・爪弍俵令潜商朝鮮人南浜夕投入呉候を相請取、弍俵を參俵二荷拵仕直候段申出候付、再忖及嚴責候而も角・爪潜商之外盗之一段は決而不相心得、偏二嚴責堪兼虚偽を申出候段申出候付、鷹部屋江入置番人等相附置候処、同六日之夜番人之目を掠メ鷹部屋を忍出、所々令徘徊翌七日之夜被召捕又々及詮議候処、様々言葉を飾り偽而已申出候と相見、依之縄下二して帰国申付於此許追々拷問遂嚴責候処、右盗之品々朝鮮人と申談盗取、大錢壹貫文二売払代銭は未相受取候得共盗取候二相違無之、初又角爪之儀も別二弍俵、朝鮮人持越候約定致し置候付、鷹部屋を拔出外大廳二をみて右約定之分不持參様二と令相談、加之五ヶ年以前二も角爪六拾斤程ツ、入候俵四拾箇令潜商、旅人二売渡候一段迄逐一令白状候、抑御法度之品を度々潜商せしめ候而已ならず、剩朝鮮人と申談盗を企、館内之品を盗出シ、朝鮮人江売払候段言語道断重々之不埒もの二候、其上元来盗之一件を及詮議候処、潜商之一段を申出盗之一事は打消候心底と相見、於和館も追々手入を生、此許二をみても一ト通二而は有様之儀不申出、数度之拷問二而漸と委細令白状大胆至極之者二付、此上二も猶又嚴重申付方も候得共、終二悪巧之逐一令白状候事故、各別之宥免を加一生朝鮮渡差留、伊奈郷飼所村給人中村六右衛門江廿五ヶ年切奴被成下、但朝鮮方取調、

下」ということで死刑の申渡を回避されている。また、幕末の万延2年4月3日申渡の事例⁽²²⁾では、梅野屋喜兵衛が御手船常磐丸船添の節に北村卯作から頼まれ役所の目を盗んで倭館から樟麝香1包を積み帰った廉で科料2貫文に処せられた。

前節で紹介した死刑の事例の他、奴刑のうち永代奴に処せられた事例は宝暦年間以降見られないことから、対馬藩は特に重大とみられた者以外は量刑基準を引き下げたと考えられる。

第3章 若干の考察

本章では、第1章で先行研究として取り上げた見解を今一度確認しつつ、『罰責』の量刑動向から何が読み取れるかを若干ながら考えてみたい。

服藤氏は、幕府における抜荷の処罰傾向を(1)近世前期(寛文6(1666)年~享保2(1717)年)、(2)近世中期(享保3(1718)年~天明8(1788)年)、(3)近世後期(寛政元(1789)年~慶応3(1867)年)に分ける。近世前期においては、抜荷に対し磔・獄門・引廻しなどが一般的に科せられたが、近世中期になって將軍徳川吉宗により刑政改革が行われ、追放・鼻そぎ・闕所などの刑が一般的に適用されるようになる。しかし安永期になると状況が変わり、例外的に適用されるのみだった死罪がしばしば適用され、1778(天明7)年老中下知に基づき引廻しの上獄門という極刑が科せられる。翌天明8年12月には抜荷罪に厳罰を以て望むという内容の法令が発せられ、抜荷の売渡買取も含め広く死刑が適用される方針が

⁽²²⁾ 同書 DVD-ROM「罰責 式拾九番」53頁。

町人

科料貳貫文 宗門前六十人梅野富之介 梅野屋

大叔父喜兵衛事 喜兵衛

右は不審之品有之於手筋遂吟味候処、先年御手船常磐丸船

[被欠]

添之節、和館二おみて樟麝香沓包、北村卯作より相頼、両所役々之目を相掠積帰、権藤伴次郎江相渡候段令白状、御制禁を侵不悖者二候得共、最前過去候事故各別之加用捨、右之通科料申付、

採られた。さらに 1789（寛政元）年 6 月の法令により享保期にくらべ少なくとも一等級つくだい刑が加重されるようになる⁽²³⁾。

一方、『罰責』からみる処罰動向をみると、第 2 章でみたように、死刑の申渡例はもともと少なく、年代ごとの傾向変化を読み取ることは困難であるが、寛延年間まで申し渡されていた永代奴が宝暦年間以降みられなくなり、年限を区切った奴刑がそれに代わっている。また、第 1 章で紹介した田代氏の論考で挙げられた享保 6（1721）年の渡海訳官使密貿易事件に関する 3 名の儒者に対する意見聴取の際、対馬藩年寄衆から儒者陶山訥庵に「於江戸当御代に至り死刑之者甚稀に有之、唐船に乗り沖売仕候者も一命被差免、墨刑又は耳鼻を殺ぎ、家財被召上候迄に而相済み候ゆへ」と伝えられており、幕府の処罰動向の変化を対馬藩首脳も知っていることが分かる。このことから、幕府の改革からやや遅れることにはなるが、対馬藩の抜荷処罰の寛刑化に幕府の刑政改革の影響を想定することができるかもしれない。

森氏は、対馬藩は領内で発覚した密貿易も倭館で発覚した密貿易もともに厳罰主義・厳刑主義を採ったとし、朝鮮側にも同様の厳罰を要求したとする。しかし宝永年間になり米の輸入が延滞がちになったことでやむを得ず郡内の水夫を徴発するようになると、彼らが密貿易に手を染めることが多く、その結果本人および家族が厳罰に処せられ、公役を負担すべき戸口が減少することによって財政上の不利を招くことが問題となった。そこで宝永 8 年 11 月 6 日の法令で本人に対しては相応の刑罰を加えるものの、本人が死刑の場合を除いて兄弟姉妹の曳科を免除することとし、厳罰主義を捨てたと指摘する。宝永年間以降の郡部の戸口動向と藩財政への影響が

(23) 『刑事法と民事法 幕藩体制国家の法と権力』364 頁以降。なお、幕府における議論では、吉宗の改革案に対して評定所一座が総じて不賛成であったが、最終的には改革案が採用されることになった。その際吉宗は犯罪の種類により刑の軽重を正すという刑罰の妥当性を論拠に説得したと服藤氏は指摘する。幕府の動向に気づいていた対馬藩の抜荷刑処罰において永代奴刑が有期奴刑に取って代わられたということは、吉宗の見解に見られるような罪刑の均衡の観点から見ると、全般的な寛刑化の表れとみることができると考える。

曳科（縁坐）範囲の限定という形ではあるが寛刑化をもたらしたということになるが、これは宝永期以降の永代奴刑から有期奴刑以下への量刑のシフトという『罰責』の量刑傾向とも矛盾しない。ただ、『罰責類聚 八重物』および『罰責 一番』の享保6年閏7月12日の条に次のような記事がある。

近年御法度相背、人参壹斤位取渡候者之内、田舎奴二被下之妻子・親兄弟八、御家中奴二被下候例も在之、本人親兄弟共二御家中奴二被下候例も有之、競々二候、勿論死刑二被行候程之重科二而無之候へ八、犯人・目上二成ル親兄弟二八、曳科不被仰付筈と申伝江有之候へ共、右之通一定不仕候付、今度詰合之年寄中申談、人参壹斤位・銀子壹貫目位之者八、其身御家中奴二被下、親兄弟二八御構無之、重科二而犯人死刑・田舎肝入之奴二被下候程之者八、親兄弟は曳科奴二可被下と相究メ候事⁽²⁴⁾、

朝鮮人参1斤程度の潜商について、本人の処罰および親兄弟の曳科が「競々」であり、一定でないので、年寄中が協議し、人参1斤、銀子1貫目程度の潜商の場合、犯人は家中奴として親兄弟の曳科は科さず御構い無し、犯人が死刑になるような重科の場合は、親兄弟は曳科を科されるということになった。『罰責』の記事による限り、犯人死刑の場合に曳科を限定するという方針は享保6年閏7月の段階で打ち出されていることになる。

田代氏は、倭館における密貿易者に対する死刑事例をもとに、前述の通り対馬藩は厳罰主義で臨んでおり、発覚すれば死刑を含む厳罰が待ちかまえているとする⁽²⁵⁾。一方尹氏は倭館における潜商の場合癸亥約条に依拠して厳罰に処せられた例はたいへん少なく、それは対馬藩の非協力的な態度に原因すると推測するが、抜船や対馬における潜商の場合対馬藩は厳罰主義的な態度を取っているとす。両氏とも18世紀前半期までの事例を主たる考察対象として上記のように指摘しているが、『罰責』が採録する享

(24) 前掲『近世刑事史料集2 対馬藩』57頁、144頁。なお、同書解題で鎌田浩氏がこの法令に言及している。

(25) 前掲田代『新・倭館』185、186頁。

保期以降の対馬藩の潜商・抜船に対する量刑動向を見る限り、原則的に死刑が申し渡されるような厳刑主義を採っているとはいえないように思われる⁽²⁶⁾。そのうえ宝永期以降については寛刑化の傾向も見られることは重ねて強調しておきたい。ただし、死刑そのものが適用されなくなったわけではなく、殺人、窃盗、犯人が役人であることなど加重事由が存在しているものに対する死刑の申し渡しは存在し、なかには朝鮮に差渡し梟罪に処するという処分について、癸亥約条に基づく犯罪処理であることを明示しているものもある。したがって近世後期にいたるまで、対馬藩において潜商について犯人を死刑に処するという癸亥約条の規定に則った処罰方針が放棄されているわけではないことには注意を要する。

第4章 おわりに 残された分析課題

以上、先行研究を見つつ、『罰責』の密貿易に関する判決を紹介し、若干の考察を加えたが、検討すべき課題が少なからず残ってしまった。

まず、服藤氏前掲論考では、一般的に刑事事件に関する吟味、量刑、刑執行が他領他支配関係しない限り領主の自分仕置が認められていたのに対し、抜荷については年代による変遷はあるものの、領主の自分仕置が大きく制限されていたとされる。他方で領主は抜荷検挙に一般に怠慢で、自領内の抜荷を庇護せんとさえた、と説く⁽²⁷⁾。『罰責』に採録されている事例に幕府が量刑を決定したものはなく、対馬藩が吟味および量刑を行って刑を執行したものに限られるが⁽²⁸⁾、対馬藩の諸史料を細かく検討すること

(26) 刑事判決録の分析を行う場合、採録されている事例が裁判全体の傾向をどの程度反映しているか、とくに藩当局の政治的な意向などにより取捨選択されていないかを念頭に置く必要がある。ただ、今回の場合は潜商の中心的な処罰である奴刑の内容が年代による変遷が明瞭に見えるため、本文で筆者が主張する内容にはそれほど影響しないと考えている。

(27) 『刑事法と民事法 幕藩体制国家の法と権力』405頁以降。

(28) 例えば、服藤氏論考でも挙げられている享保10年の石橋七郎右衛門による抜船事件について、『罰責』には七郎右衛門自身の処罰記事はないが、父斎藤惣左衛門について「為曳科流罪又は御家中奴可被仰付候得共、惣左衛門義、別代官役十ヶ年余相勤、最早七拾才余罷成候付、以御宥恕六十人被召放、衣服之外

により、密貿易事件処理の全貌を明らかにする必要がある。また幕府の対抜荷政策と対馬藩の対潜商政策の関係も明らかにしていくことも課題になるであろう。

また、田代氏や尹氏をはじめとする近年の研究では朝鮮国と対馬藩との間で締結された約条と潜商や倭館からの闖出、交奸といった犯罪の処理との関係が明らかになってきているが、本稿で対馬での密貿易事件処理に与える朝鮮国との約条の影響を検討することができなかった。これについては稿を改め検討したい。特に同一事件に対馬者、朝鮮人が関係している場合、対馬藩、朝鮮政府の当該犯罪に対する処罰方針の違いが表面化することがあるのは先行研究で明らかにされているとおりであるが、『罰責』や藩の行政記録、個別事件の一件記録などを改めて検討することにより、明らかになることが少なくないと思われる。

家屋敷・家財御取上被成」、惣左衛門妻、七郎右衛門継母、同人離別之妻、同人直母、同人養母について「以御宥恕曳科被差免」、七郎右衛門従弟石橋庄六は「閉店申付置候得共、被差免」、七郎右衛門下男多兵衛は「主人七郎右衛門重科之者二付、曳科可付之处、極老之者二付、折節町々之番太不足之由相聞候付、多兵衛義番太二申付、右七郎右衛門依曳科、兄姉・妻子八御家中江永代奴被成下」と曳科に処せられた者について採録されている。『近世刑事史料集 2 対馬藩』65, 66 頁、150 頁。